



Title	ノデ節、カラ節のテンスについて：従属節事態後続型のルノデ/ノレカラ
Author(s)	岩崎, 卓
Citation	待兼山論叢. 日本学篇. 1993, 27, p. 19-35
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/56477">https://hdl.handle.net/11094/56477</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# ノデ節、カラ節のテンスについて

— 従属節事態後続型のルノデ／ルカラ —

岩 崎 卓

## 1 はじめに

従属節のテンスに関する研究は多くなされているところである。これらの研究では、構文により幾分違いがあるものの、大方絶対的テンスと相対的テンスによって説明がなされてきた。これに従ってノデ節、カラ節のテンスについて考えると、ルノデ／ルカラ<sup>1)</sup>は従属節事態が主節事態に後続するか、または少なくとも同時であることになる。岩崎(1993)ではこれに反する例、つまりルノデ／ルカラが主節事態に先行する事態を表す例があるとしてこれを考察した。よってルノデ／ルカラは次の3つの場合が表せることになる。

### ①従属節事態先行型

最初は誰だかわからなかった。

アパートのおれの部屋のドアをノックするから、開けて廊下を見ると、顔一面にベタベタ白いものをぬりたくった妙な男が立っている。(P T A P. 81)

### ②従属節・主節事態同時型

美沙が立っているので、信夫もそのまま通りすぎるわけにはいかなかった。(塩狩峠 P. 206)

### ③従属節事態後続型

三原は、今晚の夜行に乗るから、明日の朝早く函館駅に向向く旨の伝言も頼んで公安官室を出た。(点と線 p. 150)

①の従属節事態先行型とは従属節内の述語が上の例では「ノックする」というように、ル形ながら、「開けて廊下を見ると、」という主節の事態に先行することを表しているというものである。②の従属節・主節事態同時型とは、従属節内の述語が主に状態性の述語である場合に、従属節事態と主節事態が同時であることを表すものである。上の例では「美沙が立っている」という従属節事態は、「通りすぎるわけにはいかなかった」という主節事態と同時である。③の従属節事態後続型とは、従属節事態が主節事態の後に起こることを表す。上の例では「今夜の夜行に乗る」という従属節事態が、「公安官室を出た」という主節事態の後に起こることを表している。

本稿は③の従属節事態後続型のルノデ／ルカラについて考察するものである。

## 2 問題の所在

ルノデ／ルカラのル形が絶対的テンスとして発話時未来を表すものとしても、相対的テンスとして主節時未来完了を表すとしても、従属節事態が主節事態の後に起こる（後続する）というのは当然のことであり、先行研究でもこの観察のないものはない。成田（1982）と言語学研究会・構文論グループ（1985）にも次のような言及がある。

(1)「カラ」は理由をあらわすが、その「理由」の時間的性格について何も制限しない。過去のことで未来のことでよいし、主節

の前でも後でも同時でもよい。(成田1982 P. 30)

- (2)この「するので」のかたちは、さらに、いいおわり文にさしだされる出来事のあとにおこってくる出来事、したがって、そのときにはまだおこっていない出来事をもいいあらわすことができる。

(言語学研究会・構文論グループ 1985 P. 30)

次は言語学研究会・構文論グループがあげている例である (P. 30)。

- (3)あれはわたしのいとこですが、こんど戦地に行くので、いとまごいにきたのです。

- (4)昼ごろ三千代もでかけるので、いそいで戸しょうじをあけて掃除にかかり、初之輔のふるいズボンを縁がわでばっばっとほこりをはらった。

作例は容易に思いつくが、実例では次のように主節が命令文・依頼文になっているものがほとんどであることを報告しておく。

- (5)「いい子ね、お昼まえには戻ってくるからちゃんとお勉強してるのよ」とレイコさんは言った。

(ノル上 P. 248)

- (6)「次の授業が始まりますから、手短にお願いします」

(無印失恋 P. 28)

しかし次のような文を見られたい。主節事態に対して従属節事態が後続するので、ルカラを用いるのが当然であるはずなのだが、非文法的となっている<sup>2)</sup>。この文は「トイウカラ」や「ソウダカラ」のようにすると適格になる。

- (7)アノ彼ガ来月 \*結婚スルカラ (結婚スルトイウカラ/ソウダカ

ラ)、驚イタ。

これは先行研究にも記述されていない現象である。これから先行研究の「ルカラが従属節事態後続を表すことができる」という説明だけでは不十分であることがわかる。ノデ／カラは原因・理由(あるいは判断の根拠)を表し、従属節・主節はまさに因果関係というむすびつきを持つのであるが、因果関係という性質を考えると、原因・理由がその結果に先行するのが道理である。つまりノデ節、カラ節事態が主節事態に先行するのが道理であるが、未来の事態を原因・理由にするとはどういうことであろうか。本稿はそのことを考えつつ、従属節事態後続型のルノデ／ルカラを考察していく。

### 3 ルノデ／ルカラ (従属節事態後続型の条件)

問題の現象をもう一度みてみる。(7)の例のように主節の述語が「驚イタ」「ホットシタ」「アキレタ」のような感情をあらわすものがくると、次のように従属節事態後続型のルノデ／ルカラが不適格になる。適格となるためには、トイノデ／トイウカラのようにしなければならない。ノデ節、カラ節内の述語がこれと同じでも、主節の述語が次の(10)(11)のように意志的な動作、つまり主語に Agent をとるものをもってくるとルノデ／ルカラで従属節事態後続を表すことができることをあわせて確認された。表記が煩雑になるので、ルカラ、トイウカラについてのみ示す。

(8)(= 7) アノ彼ガ \*来月結婚スルカラ (結婚スルトイウカラ)、驚イタ。

(9) 語学ガ自分ヨリモデキナイ男ガ、来年あめりかへ \*留学スルカラ (留学スルトイウカラ)、アキレタ。

(10) 彼ガ来月結婚スルカラ、今週マデニ二次会ノ予約ヲシヨウ。

- (11) アノ男ハ来月あめりかへ留学スルカラ、一生懸命英語ヲ勉強シテイル。

しかし感情を表す述語であれば全てルノデ／ルカラ（従属節事態後続型）が不可能というわけではない。おなじく感情をあらわすものでも「悩ンダ」「喜ンダ」「困ッタ」であるとルノデ／ルカラ（従属節事態後続型）が可能である。

- (12) 同期ノ桂子マデガ来春結婚スルカラ 親子ハ悩ンダ。  
 (13) せくはら上司ガ来月デ転勤スルカラ 被害者ノOL達ハ喜ンダ。  
 (14) 娘ガ今度結婚スルカラ困ッタ<sup>3)</sup>。

主節が同じ感情を表す動詞でも、(8)(9)のようにルノデ／ルカラ（従属節事態後続型）が不可能になるものと、(12)(13)(14)のように可能になるものとはどういう違いがあるのであろうか。それは不可能な「驚イタ」「アキレタ」などは持続性のない心理変化をあらわすのに対し、可能な「悩ンダ」「喜ンダ」「困ッタ」などは持続性のある心理状態を表すということである。持続性のあるなしは次のように持続期間を表す表現との共起や、「～シツツケル」ということができるかどうかによって調べることができる。

- (15) 昨日1日 \*驚イタ／\*アキレタ  
 \*驚キツツケル／\*アキレツツケル  
 （複数のくりかえし動作なら可能）  
 (16) 昨日1日 悩ンダ／困ッタ／喜ンダ  
 悩ミツツケル／困リツツケル／喜ビツツケル

この持続性のあるなしの判定が微妙になってくるものもあるが、他に以下のようなものがそれぞれあるであろう。

## (17)持続性のない心理変化を表すもの

タマゲル、ギョットスル、面食ラウ、アキレカエル、ビックリスル、アッケニトラレル、アセル、オコル

## (18)持続性のある心理状態を表すもの

楽シム、面白ガル、苦シム、恐レル、悲シム、ウレシガル、オジケル

今まで見てきたのは感情をあらわす動詞ばかりであったが、形容詞は持続性のある状態を表すので、次のようにルノデ／ルカラ（従属節事態後続型）が可能である。

(19)昨日午後カラ客が来ルカラ、忙シカッタ。

よって主節の主語が Agent でなくて、かつ述語が持続性をもたない心理的变化を表す動詞であれば、従属節事態後続型のルノデ／ルカラが不可能であるといえる。そこでルノデ／ルカラ（従属節事態後続型）の条件を次のように設定する。

## ルノデ／ルカラ（従属節事態後続型）の条件（仮説1）

## ①主節の主語が Agent である。

または

## ②（その主語が Agent でなくても）主節の述語が持続性をもつ状態を表す。

この条件の、とくに②の証左として、次の例を見られたい。

(20) a. \*同期ノ桂子が今度結婚スルカラ規子ハアセッタ。

b. 同期ノ桂子が今度結婚スルカラ規子ハアセッテイタ。

(20)において a. では「アセッタ」というのが持続性のない心理的变化を

表すのに対し、b. ではテイル形（テイタ形）となって持続性をもつ状態を表す。この違いがルノデ／ルカラ（従属節事態後続型）の条件を満たしているかないかの違いとして、文法性の差となってあらわれていると考えられる。

ここで、主節の主語が Agent であれば従属節事態先行型のルノデ／ルカラが可能であるとする、次のような文の存在が問題になる<sup>4)</sup>。

(21) 来年万博が開催サレルノデ／カラ

a. 新シク高速道路が建設サレタ。

b. 新シク高速道路が完成シタ。

主節の主語は Agent でもないし、述語は持続性をもつ状態を表すものでもない。しかしこれらの文は潜在的な Agent がいることが明らかであり<sup>5)</sup>、それが主語の位置に立っていないだけなのである。この点を考慮して、ルノデ／ルカラ（従属節事態後続型）の条件を次のように修正する。

ルノデ／ルカラ（従属節事態後続型）の条件（仮説2）

①主節事態が Agent によって引き起こされたものである。

または

②（①でなくても）主節の述語が持続性をもつ状態を表す。

なお従属節事態後続型のルノデ／ルカラが不可能な例が、トイウカラという形にすると適格になることについては、後に考察する。

#### 4 従属節事態後続について

先行研究ではただノデ節、カラ節は従属節事態後続を表すことができるとしか言われていなかった。前節ではこれに対し、主節の述語によって従属節事態後続のルノデ／ルカラが不可能である例があることを示し、それ

をもとにルノデ／ルカラ（従属節事態後続型）の条件として記述を試みた。本節ではその条件の説明を試み、ノデ節、カラ節における従属節事態後続について考えてみる。

「ト」「バ」「タラ」「ナラ」や「ノニ」「テモ」などを含めた条件づけの体系において、ノデ節、カラ節は確定的あるいは事実的であると言われている。これはノデ節、カラ節の事態が従属節事態後続を表す、つまり未来（主節時であれ、発話時であれ）を表す場合でも、もちろん言えることである。

(22) 太郎ガ来ルノデ（来ルカラ） 部屋ヲ掃除シタ。

この文において「太郎ガ来ル」という従属節事態は、主節時あるいは発話時において未来のことであるが、とにかく「部屋ヲ掃除シタ」という主節時において真でなければならない。しかし、次の例を見られたい。

(23) \* 太郎ガ来ルノデ（来ルカラ） 部屋ヲ掃除シタノニ、太郎ハ来ナ  
カッタ。

この例では「太郎ガ来ル」という事態は、「部屋ヲ掃除シタ」時点では真であったのであるが、この文の発話時において偽であることがわかっている。以上の観察から次のように言えるであろう。

ノデ節、カラ節の事態は、（それが未来の事態であっても）主節時に真であると確定していなければならないし、発話者が発話時に真であると認識していなければならない。

ただ「主節時に真である」とせず、「真であると確定している」としたのには訳があるのだが、これについては後述する。(23)については、ノデ節、カラ節の事態が主節時には真であるのだが、発話時には偽である（と

認識される) ため不適格となっているのである。ちなみに、前節の現象と同様これもトイウノデ/トイウカラの形にすると適格になる。

(24) 太郎が来ルトイウノデ/トイウカラ部屋を掃除シタノニ、太郎ハ  
来ナカッタ。

発話時において発話者が従属節事態を真であると認識しているかは(23)のような特殊な場合を除いてあまり問題になることはない。ここでは未来の事態が主節時に真であると確定しているということについて注意しておきたい。このことが従属節事態後続型のルノデ/ルカラの条件の説明となるからである。ここでノデ節、カラ節事態が主節時に真であると確定しているとはどういうことであるのかの説明が必要となるであろう。ノデ節、カラ節の事態が未来の事態、つまりまだ起こっていない事態であるのに真であると確定しているとは、主節の動作主<sup>6)</sup>が人間その他の動物であれば<sup>7)</sup>、これが主節時に主節事態を真であると認識しているということであると考えられる。主節事態が Agent によって引き起こされたのであれば、その述語が表す動きがその動作主によって制御可能 (controllable) なのであり、従属節事態を予定や予見として主節時にあらかじめ認識しているということが明らかである<sup>8)</sup>。このことは従属節事態後続型のルノデ/ルカラが実例では、主節が命令・依頼の文になっているものがほとんどであることとも関連しているであろう。これに対し主節の述語が持続性のない心理的变化を表すのであれば、主節時に主節の動作主が従属節事態を真であると認識していることが不可能である。なぜなら持続性のない心理的变化をあらわす述語では、その述語が表す動作は制御不可能 (uncontrollable) なものであるので、予定や予見として主節時にあらかじめ真であると認識していることができないし、持続性がないとはつまり主節時が持続性のない瞬間であるということであるから、主節時に新たに認識することがあって

も、(すでに)認識しているということはありません。主節時に新たに認識した未来の事態は、主節時において確かに真ではあるのだが、真だと確定したとはいえないであろう。これに対し同じく感情をあらわすものでも持続性のある心理的状态を表すものは、持続性があるのだからその(持続性のある)主節時の間、従属節事態が真であると認識していることが可能なのであり、ルノデ／ルカラ(従属節事態後続型)が可能となるのである。

以上、本節において従属節事態後続を表すノデ節、カラ節の文では、従属節事態が真であると主節時に確定していて、かつ発話時に発話者によって真であると認識されていることを確認した。このことによって前節で記述したルノデ／ルカラ(従属節事態後続型)の条件が説明できることをみた。

## 5 トイウカラ／トイウノデについて

トイウカラ／トイウノデという形にするとルノデ／ルカラの形のままで従属節事態後続を表すことができなかったものが、適格となることについて考えるにあたって、まずトイウのここで果たす機能を考える。文末におけるトイウは伝聞を表すモダリティ形式として井上(1983)に詳しい考察があり、三宅(1992)も伝聞を表すモダリティ形式として言及がある。連体修飾構文の中でのトイウの機能については中島(1990)があり、これにはトイウノデ・トイウノニについても言及がある。まずトイウノデについての中島の観察をみよ。

次の例は中島があげている実例である。

- (25)金さえあれば最高に楽しい生活ができるというので、人々はそれをうることに狂奔し、社会全体の迷惑など考える余裕もないので

あろう。

(中島(前掲書) P. 50)

中島によるとこの「というので」をカラ、ノデにかえると「金さえあれば最高に楽しい生活ができる」ということを話し手が認めたことになり、「というので」なら話し手はそのような捉え方をしていないが、ということを表すという。「AというのでB」というモデルで中島は次のようにまとめている。

Aという事態・事柄とそれに付随する評価・関係づけがあってBが導き出されるが、Aに付随する評価・関係づけに関して話し手は無関与である。

(中島(前掲書) P. 51)

「Aに付随する評価・関係づけに関して話し手は無関与である」というのは、「Aに付随する評価・関係づけを話し手は真だとは認識しない、あるいは敢えて真偽値を与えない」ということであろう。これは中島の(25)の例のトイウノデや、本稿での(23)の例(以下に再録)を説明することができる。しかし本稿の(7)の例がトイウノデ/トイウカラでなければ不適格になることを説明できない。

(23) 太郎が来ルトイウノデ/トイウカラ部屋を掃除シタノニ、太郎ハ来ナカッタ。

(7) アノ彼ガ来月結婚スルトイウカラ/トイウノデ、驚イタ。

また中島のトイウノデについての記述は、文末におけるトイウの機能からは導きだせない別のものとして行なっている感があるが、本稿では文末のトイウの機能からトイウノデ/トイウカラの機能が説明できると考える。

文末におけるトイウの機能について、先行研究の中で三宅(1992)に次

のような観察があるのを見たい。三宅は、認識的モダリティーの下位類の1つに推量として「ダロウ」「マイ」「(活用語の推量・意向形)ウ/ヨウ」を、また1つに実証的判断として「ラシイ」「ヨウダ」「ミタイダ」「トイウ」を置いている<sup>9)</sup>。以下はこの実証的判断と推量の違いについての三宅の観察である。

実証的判断は、証拠の存在を認識するものであった。したがって、命題が未実現のことを表す内容であっても、未来の事態に対する認識にはなり得ず、あくまで現在の事態に対する認識になる。これは「～と予告する」「～と予言する」などの補文には入れないということにテストできるし、予想を述べるような文脈においては用いられないということからも分かる。次例をみられたい。

ブッシュ氏は大統領に再選されるダロウ/\*ラシイ/\*ソウダと予告する/予言する。

「来年は、中日と広島どちらが優勝すると思いますか？」

「そりゃ、やっぱり、中日ダロウ/\*のヨウダ/\*ラシイ/\*だソウダ」

(三宅1992 p. 44)

トイウも実証的判断の1形式としてこの「未来の事態に対する認識にはなり得ず、あくまで現在の事態に対する認識になる」ということは言えると考えられる。このことはルノデ/ルカラ(従属節事態後続型)が不可能な例が、トイウカラ/トイウノデの形では可能であるという現象の説明に有効である。まずここでのトイウはトイウカラ/トイウノデとして従属節内にあるので、「現在」というのを発話時ではなく主節時における現在であり、「認識」というのを発話者ではなく、主節の動作主の認識であると改め

る必要がある。トイウノデ／トイウカラの機能をまとめると次のようになる<sup>10)</sup>。

従属節に差し出されている事態は、主節時における、主節の動作主による認識の対象であることを表す。

これに従って例文を説明しよう。たとえば「桂子が今度結婚スルトイウカラ、規子ハ驚イタ。」という文を考える<sup>11)</sup>。この文では、トイウによりカラ節の「桂子が今度結婚スル」という事態は主節の動作主「規子」の主節時の「驚イタ」時点の認識の対象であることを表しているのである。言い換えるなら「桂子が今度結婚スルノヲ聞イテ、規子ハ驚イタ。」となるであろう。つまりトイウはノデ節、カラ節事態は（主節時）未来の事態であっても、主節時に主節の動作主が認識した事態であるということを表す。これはトイウノデ／トイウカラとして従属節事態先行を表すということで、そのためルノデ／ルカラで不可能であった文もトイウノデ／トイウカラとして適格になるのである。

(23)でみた現象や(25)の中島の観察もここで考察したトイウの機能で説明できる。

(23)太郎が来ルトイウノデ／トイウカラ部屋を掃除シタノニ、太郎ハ来ナカッタ。

(25)金さえあれば最高に楽しい生活ができるというので、人々はそれをうることに狂奔し、社会全体の迷惑など、考える余裕もないのであろう。

上でみたトイウの機能により、従属節事態は主節の動作主による主節時の（真であるとの）認識であることを表す。これが含意として(23)では発話時においてはもはや真と認識していないことを表したり、(25)ではあくま

で主節の動作主の認識であって、発話者の認識ではないことを表すようになるのである。中島のいう「Aに付随する評価・関係づけに関して話し手は無関与である」というのは含意として導きだせるのであって、それをトイウカラ/トイウノデの機能としてしまうと本稿の(7)が説明できなくなるのは前述した通りである<sup>12)</sup>。

また(25)をノデ/カラを使うと「金さえあれば最高に楽しい生活ができる」というのを話し手が認めたことになるという中島の観察は、本稿で前述したノデ節、カラ節事態は発話者が発話時に真であると認識していることを表すということから帰結される。

## 6 まとめ

本稿は、先行研究ではただルノデ/ルカラが従属節事態後続を表すことができるとしていたのを、主節の述語によって従属節事態後続型のルノデ/ルカラが不可能な例があることを示し、ルノデ/ルカラ（従属節事態後続型）にはその成立に条件があることを記述した。そしてこの条件はルノデ/ルカラが表す従属節事態先行の性質を考えることにより説明が可能なることをみた。その性質とは、従属節事態後続型のルノデ/ルカラの文は、従属節事態は主節時に真であると確定していることであり、かつ発話時に発話者が真であると認識しているものであるということであった。

### 注

- 1) 「食ベルノデ」「歌ウカラ」のような形式を「食ベタノデ」「歌ッタカラ」に対してルノデ/ルカラと略称する。
- 2) ルノデでは適格だとする人もいたが、判定が微妙であるのでルノデ/ルカラで共通の（非）文法性を示すとする。
  - ・？（アノ）彼が来月結婚スルノデ、驚イタ。
 また文末にノダをつけると文法性があがるとする人もいたが、判定が微妙であるので今回はこの点については触れない。なお、実際に文法性があが

るのであれば、なぜそうなるのかが問題となるのであるが、今後の課題としておく。

・? (アノ) 彼が来月結婚スルカラ、皆驚イタンダ。

3) この例文は仁田義雄先生による。

4) 仁田義雄先生の御指摘による。

5) 目的のタメ=節をとることができることがその証左となるであろう。

・会場ヘノあくせすヲヨクスルタメニ高速道路ガ建設サレタ。

高速道路ガ完成シタ。

6) ここでいう動作主とは意志的な動作に限らず、意志的・無意志的に関わらず動作・動き・状態の主のことを指す。

・金ガ無クナッタノデ、(私ハ) 困ッタ。(動作主=私)

主節の主語と主節の動作主としたのは、ルノデ/ルカラ(従属節事態先行型)の条件を仮説1から仮説2へと修正をしたのと同様の理由による。

7) 主節の動作主が人間や動物でない場合は、主節時に認識する主体がそもそもないのだから、主節時における主節事態が真であるとの確定は、発話者の認識によると一応考えておく。

8) 言語学研究会・構文論グループ(1985)が、本稿で引用した(3)(4)の文をその例にあげて、「予定とか、予見が原因としてあらわれてくる(P. 30)」としている。

9) 三宅(1992)の考える認識的モダリティーの下位類は以下のとおりである。

断	定	無標
推	量	ダロウ/マイ/活用語の推量・意向形 [ウ/ヨウ]
実証的	判断	ラシイ/ヨウダ/ミタイダ/ソウダ/トイウ
可能性	判断	カモシレナイ
確信的	判断	ハズダ/ニチガイナイ

10) ここでは(7)などの例に関する機能について言っているのであって、この他にもトイウが伝聞を表すモダリティー形式であることから、トイウノデ/トイウカラは、従属節事態は人から聞いたことであることを表すという機能は当然ある。この機能によって自分のことについてトイウノデ/トイ

ウカラは使えないことが説明される。

\* 僕ハ来年あめりかニ留学スルトイウノデ / トイウカラ、英語ヲ勉強シテイル。

- 11) この文ではソウダカラとすると座りが悪くなる。

・ ? 桂子が今度結婚スルソウダカラ、親子ハ驚イタ。

これは(7)でソウダカラにして適格となるのと対照的である。

(7) アノ彼ガ来月結婚スルソウダカラ驚イタ。

この2文は主節の主語が3人称であるのと1人称であるとの違いがあるのであるが、これがソウダカラが適格となるかどうかの違いとなるのであろう。トイウとソウダのこの点での違いは、今後の課題としておく。

- 12) 中島(1990)でも(25)について「話し手はそのような捉え方をしておらず、あくまでも「人々」の事柄の捉え方としてそうであると言っているにすぎない(P. 50)」としている。ここから「話し手の無関与」に飛躍したことと、主節時・発話時の観点が欠けている点を本稿は修正した。

#### 参考文献

- 井上和子(1993) 「日本語の伝聞表現とその談話機能」『月刊言語』12-11  
 岩崎卓(1993) 「ノデ節、カラ節のテンスについて」国語学会平成5年度春季大会発表要旨  
 奥田靖雄(1986) 「条件づけを表現するつきそい・あわせ文—その体系性をめぐって」『教育国語』87  
 言語学研究会・構文論グループ(1985) 「条件づけを表現するつきそい・あわせ文(2)—その2・原因的なつきそい・あわせ文」『教育国語』82  
 小泉保(1987) 「譲歩文について」『言語研究』91  
 中島隆幸(1990) 「「という」の機能について」『阪大日本語研究』2 大阪大学文学部日本学科(言語系)  
 成田徹男(1982) 「従属節におけるテンスをめぐって」『日本語学』1-12  
 仁田義雄(1987) 「条件づけとその周辺」『日本語学』6-9  
 前田直子(1991) 「論理文」の体系性—条件文・理由文・逆条件文をめぐって—『日本学報』10 大阪大学文学部日本学研究室  
 三宅知宏(1992) 「日本語の認知的モダリティーの研究」未刊行修士論文 大阪大学大学院文学研究科

#### 用例出典

PTA: 『くたばれPTA』筒井康隆 新潮文庫 / 塩狩峠: 『塩狩峠』三浦綾子

新潮文庫／点と線：『点と線』松本清張 新潮文庫／ノル上：『ノルウェイの森  
上』村上春樹 講談社文庫／無印失恋：『無印失恋物語』群ようこ 角川文庫  
(大学院後期課程学生)